

昭和六十二年法律第六十四号

(目的)

この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための保管、保存及び閲覧における保管、保存及び閲覧に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第二十条第一項に規定する和解記録について)に規定するものとする。

第一条 刑事被告事件に係る訴訟の記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための保管、保存及び閲覧に付隨する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第二十条第一項に規定する和解記録について)に規定するものとする。

(訴訟の記録の保管)

第三条 刑事被告事件に係る訴訟の記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための保管、保存及び閲覧に付隨する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第二十条第一項に規定する和解記録について)に規定するものとする。

(再審の手続のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、再審の手續のための保存期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

(再審保存記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。)

第三条 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

(再審の手續のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審の手續のため保存の必要があると認めるときは、再審の手續のための保存期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

(再審保存記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。)

(再審保存記録の閲覧)

第五条 保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

第二条 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合その他法務省令で定める場合には、申請により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

第三条 保管検察官は、学術研究のため必要があると認める場合は、前項の規定により、再審保存記録を閲覧する行為をしてはならない。

(閲覧の手数料)

第七条 保管記録又は再審保存記録を閲覧する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(不服申立て)

第八条 第三条第二項の規定により保存の請求をした者(同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。)又は第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

第二条 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(刑事参考記録の保存及び閲覧)

第九条 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。

第二条 法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。

第三条 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。

第四条 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

(法務省令への委任)

第十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定められる。

(施行期日)

第一条 この法律(以下「本法」という。)は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑事被告事件に係る訴訟であつて本法施行の日(以下「施行日」という。)前に終結したものの記録については、本法施行の際現に保管されているものに限り、本法の規定を適用する。

第三条 前条の場合において、大審院のした裁判の裁判書については、本法施行の際現に保管検察官が原本に代えて保有するその謄本を当該裁判書とみなし、原本は最高裁判所が保存するものとする。

第四条 附則第二条の場合において、施行日から六月を経過する日前に第二条第二項の保管期間が満了することとなる訴訟の記録は、施行日から六月を経過する日まで保管するものとする。この場合において、当該訴訟の記録の閲覧については、第四条第二項第二号の規定は適用しない。

第五条 本法施行の際現に法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存している刑事被告事件に係る訴訟の記録は、第九条の規定による刑事参考記録とみなす。

(略式手続による訴訟の記録等に関する特例) 刑事訴訟法第六編又は交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）に定める手続による訴訟の記録であつて法務省令で定めるものに係る本法の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官」とあるのは、「法務省令で定める検察官」とする。

第六条 刑事訴訟法第六編又は交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）に定める手続による訴訟の記録であつて法務省令で定めるものに係る本法の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官」とあるのは、「法務省令で定める検察官」とする。

附 則 **（平成一九年五月一九日法律第七五号）抄**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一六年五月二八日法律第六三号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一九年五月三〇日法律第一五六号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一九年六月二七日法律第九五号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成一九年四月二三日法律第一九号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二〇年四月二三日法律第三三号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二五年六月一二日法律第六八号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（令和四年六月一九日法律第六八号）抄**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表（第二条関係）	保管記録の区分	保管期間
-----------	---------	------

一 裁判書	死刑又は無期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期徒刑	有期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは料金に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	罰金、拘留若しくは料金に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年（法務省令で定める期間）
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書	無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書	五十年
（一）死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五十年
（二）有期徒	有期徒	五十年
（三）罰金、拘留又は料金に当たる罪に係るもの	罰金、拘留又は料金に当たる罪に係るもの	五年
（四）控訴又は上告の申立てについての確定裁判（一から4までの確定裁判を除く。）の裁判書	控訴又は上告の申立てについての確定裁判（一から4までの確定裁判を除く。）の裁判書	三年
（五）控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書	三十年
（六）法務省令で定める期間	法務省令で定める期間	三十年
（七）法務省令で定める期間	法務省令で定める期間	三十年

1 二 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	二 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	五年
（一）死刑又は無期拘禁刑に処する裁判に係るもの	死刑又は無期拘禁刑に処する裁判に係るもの	五十年
（二）二十年を超える有期拘禁刑に処する裁判に係るもの	二十年を超える有期拘禁刑に処する裁判に係るもの	三十年
（三）十年以上二十年以下の拘禁刑に処する裁判に係るもの	十年以上二十年以下の拘禁刑に処する裁判に係るもの	二十年
（四）五年以上十年未満の拘禁刑に処する裁判に係るもの	五年以上十年未満の拘禁刑に処する裁判に係るもの	十年
（五）刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	八年
（六）五年未満の拘禁刑に処する裁判（（五）の裁判を除く。）に係るもの	五年未満の拘禁刑に処する裁判（（五）の裁判を除く。）に係るもの	五年
（七）罰金、拘留又は料金に処する裁判に係るもの	罰金、拘留又は料金に処する裁判に係るもの	五年
2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	二 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	五年
（一）死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	十五年
（二）有期徒	有期徒	五年
（三）罰金、拘留又は料金に当たる罪に係るもの	罰金、拘留又は料金に当たる罪に係るもの	三年
3 その他 の保管記録	その他 の保管記録	三年
（一）法務省令で定める期間	（一）法務省令で定める期間	三十年
（二）法務省令で定める期間	（二）法務省令で定める期間	三十年
（三）法務省令で定める期間	（三）法務省令で定める期間	三十年